

子育て支援情報の発信に関する連携協定書

松山市（以下「甲」という。）、株式会社えひめリビング新聞社（以下「乙」という。）、サンサンファミリー株式会社（以下「丙」という。）及び株式会社メディカグループ（以下「丁」という。）は、本市における子育て支援情報等の発信に連携・協力して取り組むため、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙、丙及び丁が相互の人的・知的資源の活用を図り、官民協働による「子育てに優しいまちづくり」の実現に向け、子育て支援に関する積極的な情報発信を展開することにより、行政サービスの向上並びに少子化対策をはじめとする地域課題の解決に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙、丙及び丁は、前条の目的を達成するため、次の事項に関して連携・協力する。

- (1) 甲が行う子育て支援に関する行政サービスの周知・広報
- (2) 乙、丙及び丁が発行する子育て支援に関するフリーペーパーやWEBマガジンへの情報提供、取材協力、設置・配布
- (3) 乙、丙及び丁が運営する子育て支援に関するWEBサイトへの情報提供、取材協力、周知・広報
- (4) 子ども・子育てに関するイベント・セミナー等の周知・広報
- (5) 甲が行う子育て支援施策の促進等につながる事項
- (6) その他前条の目的の達成に寄与する事項

（機密保持）

第3条 甲、乙、丙及び丁は、本協定に基づき提供された機密に属する情報（以下「機密情報」という。）を、相手方の事前の承諾なく第三者に開示し、又は第1条の目的以外の目的に使用してはならない。

2 甲、乙、丙及び丁は、本協定が効力を失った後も、前項による秘密保持の義務を負う。

（配慮事項）

第4条 甲、乙、丙及び丁は、第2条に規定する事項に関して、公序良俗に反し、又は青少年の健全な育成を阻害し、若しくは阻害するおそれのあるものとならないよう配慮しなければならない。

（期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、甲乙丙丁間で協議の上、更新することができる。

2 前項の規定にかかわらず、甲、乙、丙及び丁は、相手方に対して書面による通知を行うことにより、本協定を解消することができる。この場合において、当該通知は、協定を解消しようとする日の1箇月前までに行わなければならない。

(協議)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙丙丁間で協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁がそれぞれ署名の上、各1通を保有する。

令和5年5月22日

甲 松山市二番町四丁目7番地2
松山市
市長

野志克仁

乙 松山市千舟町七丁目2番地8
株式会社えひめリビング新聞社
代表取締役

(笑) 宏孝

丙 松山市南久米町549番地1 EAST II・2階
サンサンファミリー株式会社
代表取締役社長

福田 健泰

丁 松山市余戸東四丁目9番16号
株式会社メディカグループ
代表取締役

石崎 隆志